

## 令和 7 年度 第 1 回 狭山市行財政改革推進委員会 会議録

開 催 日 時：令和 7 年 5 月 9 日(金) 15 時 00 分から 17 時 00 分まで

開 催 場 所：狭山市役所 7 階 職員研修室

出 欠 状 況：出席委員 8 名 欠席委員 2 名

事 務 局：企画財政部長、企画財政部次長兼行政経営課長、同主幹、同主査 2 名、  
同主任、同主事補

その他出席者：市長

※市長は公務のため、冒頭挨拶のみ出席

傍 聴 者：なし

### 議 事

- (1) 狭山市行財政改革推進委員会について
- (2) 公の施設の使用料・手数料の改定について
- (3) デジタル技術の導入による市民の利便性向上と職員の業務負担軽減
- (4) その他

### 要 旨

- (1) 狭山市行財政改革推進委員会について

令和 7 年 1 月に行った委員の委嘱替えに伴い、狭山市行財政改革推進委員会の設置目的や位置づけ、今後の行財政改革の取組について、委員に説明し、意見等を伺った。

- (2) 公の施設の使用料・手数料の改定について

令和 7 年 3 月に決定した公の施設の使用料・手数料の改定について、1 月より新たに委嘱した委員がいることから、改めて委員に説明し、意見等を伺った。

- (3) デジタル技術の導入による市民の利便性向上と職員の業務負担軽減

令和 6 年度に実施した手続きガイドの導入や地区センターでのキャッシュレス決済の導入などについて、改めて委員に説明するとともに令和 6 年度の実績を報告し、意見等を伺った。

- (4) その他

令和 7 年度第 2 回狭山市行財政改革推進委員会の開催日について確認を行った。

### 資料

【資料 1】 狭山市行財政改革推進委員会について

【資料 2】 公の施設の使用料・事務手数料の見直しについて

【資料 3】 デジタル技術の導入による市民の利便性向上と職員の業務負担軽減

議事(1)狭山市行財政改革推進委員会について

「【資料 1】狭山市行財政改革推進委員会について」に沿って、事務局から説明し、委員から意見等を伺った。

|     |                                                                                                                                                                                                   |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員  | ある課での手続きのために別の課へ行って証明書を取得し、その証明書を持って手続きをする課に行く場合があるが、非常に手間だと感じる。                                                                                                                                  |
| 事務局 | システム連携など、極力市民の皆様の負担を減らす取組を進めていきたい。                                                                                                                                                                |
| 委員  | 個人情報虽大切だが、市役所の内部で相互連携する分には問題ないように感じる。データ基盤のようなものを設け、そこに各課がアクセスするようなものが良いのでは。                                                                                                                      |
| 委員  | 地区センター等におけるリモート福祉相談は、どのようなニーズを想定して開始したものなのか。また、どのように周知しているのか。                                                                                                                                     |
| 事務局 | 利用する方の移動に係る負担を少しでも減らし、自宅付近から福祉の相談もできるというような利便性の向上を図っている。また、周知に関しては、市の公式ウェブサイトや広報紙で行っている。                                                                                                          |
| 委員  | 相談に関しては、個別具体的な事例など、直接話さないと分からないことも多いように感じる。窓口を増やすというだけでなく、職員の専門性を高めることも必要なのではないか。                                                                                                                 |
| 事務局 | 地区センター等におけるリモート福祉相談は、わざわざ市役所まで足を運ばなくても自宅付近の地区センター等で行えるという、福祉相談のファーストタッチという位置づけで考えている。また、職員の専門性に関しても、福祉分野は高い専門性を要する分野であると認識している。                                                                   |
| 委員  | 地区センター等におけるリモート福祉相談の周知について、自治会に入っていない人や、公式ウェブサイトの閲覧が難しい高齢者なども多い。周知の方法に工夫が必要では。                                                                                                                    |
| 委員  | 広報紙による周知は、特に高齢の方に対して非常に有効な手段である。また、地区センター等におけるリモート福祉相談についても、市民の選択肢を増やす取組であることから、非常に良い取組である。                                                                                                       |
| 委員  | インターネットに不慣れな高齢の方が多く集まるであろうと思われる自治会などで周知するなどの取組は行っているのか。                                                                                                                                           |
| 事務局 | 現状、広報紙の配布は自治会にご協力をいただいているが、自治会に加入していない方にもリクエストがあれば広報紙を配布している。<br>また、自治会の加入率は年々低下しており、地域コミュニティの継続性自体が困難になっているというのが現状である。自治会を通じた情報伝達における自治会に加入していない方への対応や、公式ウェブサイトの閲覧が困難な方への情報伝達には一層工夫が必要であると感じている。 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員  | <p>以前は自治会ごとに担当の市職員が割り当てられており、防災訓練等で交流を持つことができたため、行政とのつながりを強く感じることができた。そのような自治会担当がいると、市役所と自治会の繋がりも強くなるのではないかな。</p>                                                                                                                                               |
| 事務局 | <p>現在は現地災害対策本部員という形で担当職員が割り当てられており、災害が起こった場合には対応することになっている。また、課長職以上の管理職にも担当地区の割り当てがあり、イベントの参加などを行っている。</p> <p>なお、地域とのつながりの拠点という意味では、8つの地区センターがその役割を担っており、自治会連合会の取りまとめや行政側からのアナウンスを行っている。また、最近は若い世代の方が自治会の活動に興味を持たれることも多く、自治会側も若い方へのアピールなど工夫できることがあるのではないかな。</p> |
| 委員  | <p>地区センター等におけるリモート福祉相談について、ニーズ調査はどのように行ったのか。本当に福祉相談を利用したいような層は自治会等にも参加しておらず、広報紙を見る機会もないのではないかな。そういった層に対する周知には工夫が必要だと感じる。</p>                                                                                                                                    |
| 事務局 | <p>今はサービスの入口といったところであり、行政サービスのステータス向上として選択肢を増やしたいというところである。そういった意味では比較的深刻ではない方をターゲット層として捉えている。ニーズに関しては正確な調査はできていないが、国の補助金を活用して環境を整えたところであるので、選択肢の一つとして知っていただけるように周知を徹底しているところである。</p>                                                                           |
| 委員  | <p>病院やスーパーマーケットなど、日常的に行く場所に周知するのはどうか。リモートで相談できるというのは相談に対するハードルが下がると思われるので、はじめの一步としては効果的なのではないかな。</p>                                                                                                                                                            |
| 委員  | <p>相談者が実際にどのような環境で生活しているのかなど、現場に行かなければ分からないこともあるため、職員が市民のもとへ直接行くということも大切なのではないかな。</p>                                                                                                                                                                           |
| 事務局 | <p>参考にさせていただく。</p>                                                                                                                                                                                                                                              |
| 委員長 | <p>行財政改革推進委員会は、資料の中の位置づけにもあるが、いわゆる審議会的一种であるため、特に決定権限等はないものであるが、逆に言えばある程度自由に発言できるものである。委員は様々な視点から自由に発言し、事務局はぜひその意見を参考にしたい。</p>                                                                                                                                   |

## 議事(2) 公の施設の使用料・手数料の改定について

「【資料 2】公の施設の使用料・事務手数料の見直しについて」に沿って、事務局から説明し、委員から意見等を伺った。

|     |                                                                                                                                                                  |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員  | 窓口での手数料の値上げというのは、コンビニ交付への誘導を狙ったものなのか、コスト等の実態に見合った価格にするためのものなのか、どちらか。                                                                                             |
| 事務局 | 両方である。コストも上がっており、それに見合った価格にするとともに、市役所の窓口混雑緩和のために可能な限り証明書のコンビニ交付に誘導したいという狙いもある。                                                                                   |
| 委員  | 使用料の改定については民間も行っているため当然のことであると考ええる。可能であればだが、電車の運賃のように現金払いと現金以外の支払いとで差異をつけたらよいのではないか。                                                                             |
| 事務局 | 狭山市としてもキャッシュレス決済の促進を行っているところであり、今後の検討のなかで参考にさせていただく。                                                                                                             |
| 委員  | 市民会館大ホールの使用料について、利用者に収益がある場合はその売り上げに応じて徴収するという方法もあるのでは。                                                                                                          |
| 委員  | 使用料の改定について、こういった施設を重視したなどの狭山市独自の方針やねらいはあるのか。                                                                                                                     |
| 事務局 | 一番の目的は、物価高騰という経緯がある中での受益者負担の適正化である。一部の利用者が利用するものに、多数の利用しない市民の税金が使用されているという状況の公平性を問題視している。ただし市民の健康増進は市としても重要視しており、所管課としては市民の利用頻度が低下しないようにということも考えて金額を設定しているものである。 |
| 委員  | 例えば動物園の料金やコンビニ交付の手数料など、金額を下げている部分もあるため、その点を積極的に周知した方が市民も納得しやすいのでは。                                                                                               |
| 委員  | 公民館の会議室などの使用料に変更はあるのか。                                                                                                                                           |
| 事務局 | 今回の改定では変更していない。                                                                                                                                                  |
| 委員  | 狭山市の考え方としては、市民に近隣市の施設も利用してほしいのか、市内の施設利用者を維持したいのかどちらか。                                                                                                            |
| 事務局 | 正直なところ、一つの自治体ですべての施設を維持することは難しい。現在は近隣 4 市と連携し、それぞれの市民が各市の施設を相互利用できるという仕組みがあり、これは今後も有効な手立てとなっていくと考えている。                                                           |
| 委員  | 先ほど説明の中で、使用料・手数料の見直しについては 30 年間やってことなかったことに手を付けたという部分があったが、それは非常に素晴らしいことであるので積極的に周知してくべきである。                                                                     |

議事(3) デジタル技術の導入による市民の利便性向上と職員の業務負担軽減

「【資料 3】 デジタル技術の導入による市民の利便性向上と職員の業務負担軽減」  
に沿って、事務局から説明し、委員から意見等を伺った。

|     |                                                 |
|-----|-------------------------------------------------|
| 委員  | キャッシュレス決済について、クレジットカードのブランドの種類を増やすということは考えているか。 |
| 事務局 | キャッシュレス決済に係る手数料の料率等を勘案し、参考とさせていただきます。           |

議事(4) その他

令和 7 年度第 2 回狹山市行財政改革推進委員会の開催日について確認を行った。

以上